

OKI Pay 加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、「OKI Pay 取引」や「OKI Pay」加盟店について定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

（1）加盟店

本規約を承認のうえ、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」といいます）に取扱いを申し込み、審査を経たのち、当行が認めた法人、個人事業主または団体を「加盟店」とします。なお、本規約に基づき、当行と加盟店との間で成立した契約を「本契約」といいます。

（2）「OKI Pay」

「OKI Pay」は、加盟店における商品代金等を、スマートフォンを利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行の個人のお客さま向けのサービスです。本規約においては、当行の提携金融機関および利用許諾事業法人が提供する同様のサービスとあわせて「OKI Pay 等」といいます。

（3）「OKI Pay 取引」

加盟店が行う商品の販売または役務の提供の代金を、「OKI Pay 等」により、預金の払い戻しによって支払う取引を「OKI Pay 取引」といいます。

（4）利用者

「OKI Pay 等」の契約者本人をいいます。

（5）取引金融機関

利用者の取引金融機関をいいます。

（6）利用者端末

「OKI Pay 等」のアプリをダウンロードのうえ利用登録をした利用者自身のスマートフォンをいいます。

（7）加盟店端末

「OKI Pay 取引」を取り扱うために必要な加盟店アプリをダウンロードのうえ利用登録した加盟店自身のタブレット端末等をいいます。

（8）利用許諾事業法人

当行の提携金融機関以外で、「OKI Pay 等」取引を行うために必要な利用者向けアプリケーションを提供する1又は複数の会社を、個別に又は総称しています。

第3条（OKI Pay 取引の範囲）

1. 加盟店は、利用者が「OKI Pay 取引」による、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、正当な理由なく OKI Pay 取引による支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること、又は手数料等の名目如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求する等、利用者に不利とな

る差別的扱いを行ってはならないものとします。

2. 当行の提携金融機関に変動が生じたときは、当行からの通知により「OKI Pay 取引」を利用することができる提携金融機関の範囲も変動するものとします。
3. 加盟店の販売形態が店頭販売であるか店頭販売以外であるかにかかわらず本規約が適用されるものとします。
4. 加盟店が通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引により「OKI Pay 取引」を行う場合は、特定商取引法等の要件を満たした上で、「加盟店申込書」により、店頭販売以外の販売を行う旨を当行に申請し、店頭販売以外での取引に「OKI Pay取引」を利用することにつき、当行の承認を得るものとします。加盟店となった後に、店頭販売以外の取引で「OKI Pay取引」を利用する場合についても同様とします。

第4条（加盟店）

1. 加盟店は、「OKI Pay 取引」を行う店舗・施設（以下「OKI Pay 取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当行に届出し、承認を得るものとします。当行の承認のない店舗で「OKI Pay 取引」はできないものとします。加盟店は「OKI Pay 取扱店舗」にはかならず加盟店端末を備置するものとします。
2. 加盟店は、「OKI Pay取扱店舗」内外の見易いところに当行の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は、「OKI Pay取引」において取り扱う商品・サービスについて、事前に当行に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。
4. 加盟店は次の各号のいずれかに該当するかまたは該当するおそれのある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。前項の承認後に、当該商品・サービスが次の各号のいずれかに該当するかまたは該当する恐れがあることが判明した場合、当行は、当該承認を撤回できるものとし、加盟店は直ちに当該商品・サービスの「OKI Pay 取引」を中止するものとします。
 - （1）法令の定めに違反するもの
 - （2）他人の権利を害するもの
 - （3）監督官庁から指導・行政処分等を受けるもの
 - （4）公序良俗に反するなど、当行が不適当と判断したもの
5. 当行が、取り扱う商品・サービスについての報告を求めた場合には、加盟店は速やかに報告を行うものとします。
6. 加盟店は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）および従業員その他自己の業務に従事している者（パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを、「加盟店申込書」において表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して情を知って資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

7. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第5条（OKI Pay 取引の方法）

- 1. 加盟店は、利用者が「OKI Pay 取引」を申し込んだ場合、加盟店端末に表示される QR コード等を利用者をして利用者端末に読み取らせる方法、又は利用者より利用者端末の引渡しを受け自ら QR コード等を加盟店端末に読み取らせる方法のいずれかによるものとします。
- 2. 利用者は、利用者端末を用いて、取引代金を預金口座から払い戻して支払うことを取引金融機関に依頼します。取引金融機関が利用者の依頼に基づき預金口座からの払い戻しをした時点で「OKI Pay 取引」が成立したものとします。「OKI Pay 取引」が成立した場合には、その旨を加盟店端末に表示します。
- 3. 「OKI Pay 取引」の限度額については、以下のとおりとします。
 - (1) 加盟店は、当該加盟店における1人1日あたりの「OKI Pay 取引」の金額に上限を設ける場合は、当行に申し出ることとします。申し出がない場合には当行が設定できるものとします。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、当行は、当該加盟店における「OKI Pay 取引」の1人1日あたりの累積限度額を定めることができます。
- 4. 利用者の決済口座の残高が取引代金相当額に満たない場合には、「OKI Pay 取引」は行えません。
- 5. 前項のほか、通信の不具合その他理由の如何を問わず、利用者端末および加盟店端末による手続きができない場合には、「OKI Pay 取引」の取り扱いは行わないものとします。これにより加盟店に損害が生じたとしても、当行は賠償の責を負いません。

第6条（取引代金の決済）

当行は「OKI Pay 取引」による取引代金を、利用申込書所定の日（以下「支払期日」という。）に、売買取引等債権の額面額から次条に定める手数料を控除した金額を支払うものとします。

第 7 条（手数料）

- （１）加盟店は、定額もしくは取引代金に対する料率により計算した決済手数料を当行に支払うものとします。
- （２）手数料は、経済情勢の変化、その他の事情により当行が変更できるものとし、この場合、当行は加盟店に対してその旨通知するものとする。

第 8 条（利用時間）

1. 「OKI Pay 取引」の取扱可能時間は、別表 1 に記載の時間帯とします。
2. 当行は、システムメンテナンス等のため、あらかじめ通知のうえ、「OKI Pay 取引」の取り扱いを休止することがあります。
3. 前項に関わらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要場合は、事前の通知なく「OKI Pay 取引」の取り扱いを休止できることとします。
4. 前 2 項に基づき、当行が「OKI Pay 取引」の取り扱いを休止したことにより、加盟店がなんらかの損害を被った場合であっても、当行はその損害を賠償する責を負いません。

第 9 条（売買契約の取消）

1. 「OKI Pay 取引」が成立した後に利用者と加盟店との売買契約等が解除、取消等により解消された場合であっても、「OKI Pay 取引」を取り消すことはできません。売買契約等の解除、取消等による取引代金の返金等については加盟店がその責任において解決し、当行に迷惑をかけないものとします。なお、解除、取消等により取引が解消された場合であっても、加盟店は当該取引について第 7 条の手数料を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客さまと加盟店の合意に基づき加盟店が加盟店用の端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文を「OKI Pay 取引」の当日中に受信した場合に限り、「OKI Pay 取引」を取り消すことができます。なお、利用者口座への返金は、翌銀行営業日以降となります。

第 10 条（利用者との紛議）

1. 加盟店は、「OKI Pay 取引」が成立した場合、ただちに商品またはサービス等を利用者に引き渡しまたは提供するものとします。ただし、ただちに引き渡しまたは提供ができない場合は、利用者に書面等をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、利用者に対して提供した商品またはサービス等に関し、利用者との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとします。
3. 前項の紛議を理由に利用者が当該取引代金の支払について取引金融機関等に異議を申し出た場合、当行は紛議が解決するまで第 6 条の取引代金の支払いを保留することができ、また、利用者に対して返金することもできるものとします。

第 11 条（広告等）

1. 加盟店は、利用者端末に表示するための加盟店の広告物等の内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証するものとします。また、当行が作成する基準に従うものとし、また、事前に当行の審査を受けるものとします。
2. 当行は、加盟店の広告物等について、適時モニタリングを実施しており、当行が不適切と判断したものについては、当行にて掲載中止、削除等できるものとします。

第 12 条（ご利用控え）

1. 「OKI Pay 取引」が成立した場合には、利用者端末上に加盟店発行の「ご利用控え」が表示されます。
2. 前項の表示について、利用者との間で紛議が生じた場合、加盟店の責任において遅滞なく紛議を解決するものとします。

第 13 条（加盟店の義務等）

1. 加盟店は、次の各号の行為を行わないものとします。
 - （1）加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店が利用者と直接取引したかのように装うこと
 - （2）利用者との間に真実取引がないのに、それがあるかのように利用者または第三者と通謀しあるいは利用者または第三者に依頼して取引があるかのように装うこと
 - （3）利用者と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと
 - （4）第三者の売掛金の決済・回収のために本規約に基づく決済を利用すること
 - （5）公序良俗に違反すること、および、監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為をすること
 - （6）その他本規約に違反すること
2. 加盟店は、不正取引の排除に努め、利用者、「OKI Pay 取引」の対象、またはそれらの組み合わせについて不審な点がある場合には、「OKI Pay 取引」を行うことについて当行と協議し、当行の指示に従うものとします。また、当行が調査協力を求めた場合、協力するものとします。
3. 加盟店は、当行が利用者端末の不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。
4. 加盟店は、当行から「OKI Pay」の取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. 加盟店は、当行が「OKI Pay」の利用促進のために、当行が個別に加盟店の同意を得ることなしに、当行の印刷物等に加盟店の名称および所在地等を掲載することにつき、承諾します。
6. 加盟店は、加盟店標識について、本規約で定める用途以外の目的で使用しないこと、ならびこれらを第三者に使用等させないことを確約します。
7. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第 14 条（加盟店端末の管理等）

1. 加盟店は、加盟店端末について、第三者に使用等させないものとします。また、加盟店アプリを本規約で定める用途以外で使用しないものとします。
2. 加盟店アプリのログインに使用する暗号等は他人に推測されやすい数字等の指定を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、加盟店自身の責任において、厳重に管理するものとします。また、加盟店アプリ画面上で随時変更するものとします。
3. 加盟店は、加盟店端末がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、加盟店自身の責任においてセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をするものとします。
4. 加盟店端末は紛失・盗難等に遭わないよう加盟店自身の責任において、厳重に管理するものとします。なお、加盟店端末を変更する場合や、処分する場合には、必ず、加盟店アプリを削除するものとします。
5. 加盟店は、加盟店端末を紛失した場合、または加盟店端末を第三者が使用するおそれが生じたときは、直ちにご利用の携帯電話会社等に連絡するとともに、当行ホームページより利用停止を行うものとします。
6. 加盟店は、前各項のほか、本規約および当行の指示、加盟店アプリ操作マニュアル等に従い加盟店端末を管理するものとします。

第15条（利用者情報等の取り扱い）

1. 加盟店は、「OKI Pay 取引」に関して知りえた利用者の個人情報につき、以下の義務を負うものとします。
 - （1）本契約の業務の遂行目的以外に使用もしくは複製してはならない。
 - （2）第三者に利用者情報等を開示してはならない。
 - （3）漏えい、盗用、改ざんを行ってはならない。
2. 加盟店は、本契約に基づいて知りえた利用者の顧人情報につき、漏えい、滅失、き損の防止、およびその他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、本契約の業務の遂行上知り得た当行の利用者または当行の提携金融機関の利用者に関するいかなる情報についても、第1項と同等の義務を負うものとします。なお、利用者の個人情報と、当行の利用者または当行の提携先の利用者の情報をあわせ、「利用者情報等」といいます。
4. 加盟店は、利用者情報等を取扱う従業者（役員、従業員、派遣社員等を含めた全ての従業者を指す）に対し、本条に規定された義務を、責任をもって遵守させるものとします。
5. 加盟店は、当行が求めたときは、本条の履行状況につき報告を行うものとします。また、加盟店は、本条の定め違反したこと、もしくは違反した可能性があることを認識した場合には、当該事項につき速やかに当行に報告を行うものとします。
6. 加盟店が前各項に違反したことにより、利用者情報等の漏えい等の事故が発生し、当行が損害を被った場合、加盟店は当行の被害の拡大を防止する措置を講じるとともに、当行の損害を賠償する責任を負うものとします。
7. 加盟店は、「OKI Pay 取引」に関する業務を第三者に委託することはできないものとします。

8. 事由の如何にかかわらず本契約が終了した場合、加盟店は、当行から受領した利用者情報等を当行に返還するものとします。ただし、当行からの指示があるときは、その指示内容に従い、当該情報の消去、廃棄を行うものとします。

第16条（加盟店情報の取り扱い）

1. 本契約締結に当たり、加盟店は以下の加盟店に関する情報（以下「加盟店情報」といいます。）の全部または一部を当行に提供し、当行はこれらを加盟店情報として登録します。
 - （1）加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話番号、メールアドレス、店舗画像等、加盟店が当行に届け出た情報
2. 加盟店は、「OKI Pay取引」が成立した場合、当行が「OKI Pay 取引」の結果を利用者に通知するため、提携金融機関及び利用許諾事業法人（同社が個人情報の共同利用を行うものとして定めるグループ会社、及び同社が個人情報の第三者提供を行うものとして定める法人等）に対し、加盟店情報のうち以下の項目を提供することに同意します。
 - （1）店舗 ID
 - （2）店舗名
 - （3）店舗画像
 - （4）店舗電話番号
 - （5）店舗住所
3. 加盟店は、提携金融機関および利用許諾事業法人が前項の規定により取得した加盟店情報を以下の目的により利用することに同意します。
 - （1）OKI Pay等の提供、維持、保護、改善および向上のため
 - （2）OKI Pay等の利用者による利用状況の調査または分析（統計データの作成または分析、マーケティング調査、統計または分析およびアンケートの実施を含みます。）のため
 - （3）OKI Pay等に関するご案内、規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）の変更通知、利用者からのお問い合わせ等への対応のため
 - （4）OKI Pay等に関するシステムメンテナンスもしくは不具合対応、サービスの向上のため
 - （5）OKI Pay等に関する規約等に違反する行為その他の不正利用の予防および対応のため
 - （6）マーケティング調査、宣伝・広告配信（利用者の登録事項および利用状況等に基づく広告配信を含みます。）およびその効果測定、商品開発ならびに営業活動のため
 - （7）その他提携金融機関および利用許諾事業法人の各種サービスに関する第1号から第5号までの目的のため
 - （8）その他提携金融機関および利用許諾事業法人がプライバシーポリシー等で明示する利用目的のため

第17条（届け出事項の変更）

1. 加盟店は、当行に届け出ている商号、名称、代表者、住所、店舗、その他届出事項（第4条第1項および第3項の届出を含みます）に変更があったときは、直ちに当行に届け出るものとします。

2. 当行が加盟店にあてて通知または書類を送付した場合には、加盟店が前項の届け出を怠るなど加盟店の責めに帰すべき事由により、延着もしくは到達しなかったとき、または加盟店がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとします。

第18条（取扱期間）

本契約の有効期限は1年とします。ただし、加盟店または当行が取扱期間満了3か月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間延長し、以降も同様とします。

第19条（解約）

前条の規定にかかわらず、加盟店または当行は、書面により3か月前までに相手方に対し通知することにより本契約を解約できるものとします。

第20条（解除等）

1. 次の各号のいずれかの事態が発生した場合、または加盟店が本契約に違反しているものと認めた場合には、当行は、本契約に基づく取引を直ちに停止し、また、本契約を解除することができるものとします。
 - （1）加盟店が「OKI Pay」や「OKI Pay 取引」を悪用していることが判明した場合
 - （2）加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当行が判断した場合
 - （3）加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
 - （4）加盟店が反社会的勢力もしくは第4条第6項各号のいずれかに該当し、もしくは第4条第7項各号のいずれかに該当する行為をし、または第4条第6項ないし第7項の表明・確約に違反した場合（表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合を含む）、
 - （5）加盟店が特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - （6）届け出の所在地に「OKI Pay 取引」を取扱う事業所や店舗等が実在しない場合
 - （7）法人である加盟店が解散した場合
 - （8）加盟店に支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他これらに類する法的整理手続きの開始の申立があった場合
 - （9）加盟店が、当行に対する債務の一部でも履行を遅滞した場合
 - （10）前二号のほか、加盟店の信用状態に著しい変化が生じた場合

第21条（損害賠償）

1. 加盟店による本規約違反行為に起因して、当行に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当行が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、加盟店は、当行に対し、その全ての損害（弁護士費用等専門家費用及び当行において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. 「OKI Pay等」、「OKI Pay 取引」、加盟店アプリの利用等に関連して加盟店が被った損害につき、

当行が、軽度の過失による債務不履行責任または不法行為責任を負う場合には、当行は、加盟店に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負うものとし、特別の事情から生じた損害（損害の発生を予見し、または、予見し得た場合を含みます。）については、責任を負わないものとします。

第22条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合も、契約終了日までに成立した「OKI Pay 取引」については、引き続き本契約の各条項が適用されるものとします。
2. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体から本契約に基づく取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるものとします。また、加盟店端末から、加盟店アプリを削除するものとします。

第23条（準拠法）

加盟店と当行の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関し、加盟店と当行の間で訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の変更）

1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項により本規約の内容を変更する場合には、変更を行う旨、変更後の条項の内容およびその効力発生時期を、加盟店へのメール等による通知、当行のホームページならびにOKI Payアプリ上への掲載またはその他の適当な方法により周知するものとします。「OKI Pay」を廃止する場合も同様とします。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

〔施行・改訂〕

2019 年 6 月 3 日 初版施行
2020 年 4 月 1 日 改定
2022 年 3 月 7 日 改定
2023 年 10 月 1 日 改定
2024 年 5 月 13 日 改定
2024 年 11 月 26 日 改定
2025 年 10 月 24 日 改定

【別表 1】利用可能時間

24 時間、365 日（但し、2月、5月、8月、11月の第3日曜日は24：00～29：59（月曜深夜～早朝6時頃まで）までご利用いただけません。）
